

【質問様式】大学等における修学の支援に関する法律案(仮称)についての質問（内閣府）

No.	該当項目	質問	理由	回答(※全文を宇宙式で記入)	担当連絡先	提出機関名
1	全体会員	本法律の制定に際し、地方公共団体及び地方六団体等への事前情報提供(地方自治法第263条の3第5項)を行ったか御教示願いたい。行った場合はその内容及び出された意見についても御教示願いたい。	<p>○地方自治法第2条第13項において、「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」と規定されている。</p> <p>○また、「地域主権推進大綱」(平成24年11月30日閣議決定)において、「将来的にも義務付け・枠付けの見直しの実効性を担保するため、各府省においては、以下のとおり対応するものとしているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が地域の特性に対応できるよう、法律又は政令により自治事務について事務の処理又はその方法の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、地方公共団体相互間又は地方公共団体上位団体との協力による事項であって全国的に統一して定めが必要な場合等必要最小限のものとする。(中略) ・地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けについて、累次の勧告等に基づき、必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等紹介調整機能を有する部局において審査を行う(中略)。」とされているところである。 <p>(出典)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日) ○地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日) ○「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定) 	地方六団体への事前の情報提供については、地方自治法第263条の3第5項の規定に基づき、1月21日付事務連絡で、各府省庁への法令協調と同一の資料を提供している(別添資料参照)。これに対する意見は、現時点では提出されていない。 本法律案をはじめとして、今回の大学等における修学の支援方策について、引き続き、地方公共団体への情報提供に努めてまいりたい。	内閣府地方分権改革推進室 担当者：椎野 電話：[REDACTED] メール：[REDACTED]	

※ 1つの行には1つの質問のみ記入してください。
 ※ 質問は、原文を明記したうえで、御提出ください。

【質問様式】大学等における修学の支援に関する法律案(仮称)についての質問（〇〇省）

No.	該当条項	質問	理由	回答(※文部科学省で記入)	担当連絡先	備考
例	第7条第1項第5号関係(確認要件に適合するとの求めについて)	第7条第1項第5号によると、公立大学法人が設置する大学等は、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に対して確認を求めることがされているが、複数団体により(一部事務組合を設立せず)設立されている公立大学法人については、当該複数団体全てに確認を求め、確認してもらう必要があるということでしょうか。 また、複数の設立団体により確認するとされている場合には、これらの団体間で判断が異なった場合は、要件に適合しないことになるのでしょうか。	現存する公立大学法人のうち、複数団体により(一部事務組合を設立せず)設立されている団体があり、取扱いを確認したいため。 (例えば地方独立行政法人法においては、複数の設立団体が認可をする場合には、これらの団体が協議することとされており、団体によって判断が異なることのないようにしている。(同法第123条第1項))	公立大学法人を設立する全ての地方公共団体により、それぞれ、確認が行われる必要があります。 設立団体間で判断が異なった場合は、確認がなされないことがあります。	自治財政局財務調査課 橋原 [REDACTED]	

* 1つの行には1つの質問のみ記入してください。
 * 質問は、原文を明記したうえで、御提出ください。

【質問様式】大学等における修学の支援に関する法律案(仮称)についての質問（財務省主税局税制第一課通則法規係）

No.	該当条項	質問	理由	回答(※文部科学省で記入)	担当連絡先	備考
例	第〇条第〇項第〇号関係(...について)				局課室等 担当者名 電話、Eメール	
1	附則第五条関係 (独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正について)	<p>附則5条により、「独立行政法人日本学生支援機構法(以下「JASSO法」といいます。)」を改正しているが、これにより、同法17条の5の規定で差押禁止とされる学資支給金の範囲が、どのように変更されるのか、以下の観点からご教示願いたい。</p> <p>① 学資支給金の対象となる学生について、法2条3項に規定する確認大学等に在籍する学生という条件が追加されているが、在籍する大学等の観点から、学資支給金の対象となる学生の範囲は以下のとおり変更されるという理解でよいか。</p> <p>イ 大学等が確認を受けなければ、従来は学資支給金の対象となり得た学生であっても、改正後は学資支給金の対象とはならない。</p> <p>ロ 従来、学資支給金の対象なっていない種別の学校について、この改正により新たに対象となることはない。</p> <p>② 学資支給金の対象となる学生の経済面からの拡充は、JASSO法17条の2①が委任する文部科学省令(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令23の2)の改正により行う予定という理解でよいか。</p> <p>また、同条②に規定する機構の定める収入金額又は資産基準額の改正は具体的に何で規定しており、改正は予定しているかについても教示願いたい。</p> <p>③ 学資支給金の金額の拡充は、JASSO法17条の2②が委任する政令(令8の2)の改正により行うという理解でよいか。</p>	差押禁止の対象となる学資支給金の範囲について、今般の法律改正による変更の有無・程度を確認するため。	<p>①イ</p> <p>本法律案による改正後のJASSO法に基づく学資支給金は、確認大学等以外の大学等の学生のほか、確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等の学生等であって当該取消し又は辞退の際に在學しておらず学資支給金の支給を受けていた者に対しても支給されます(改正後のJASSO法第17条の2第1項3つ目のカッコ書き)。</p> <p>また、確認大学等以外の大学等の学生であっても、本法律案の施行前から学資支給金の支給を受けていた者に対しては、改正前のJASSO法に基づき学資支給金が支給されます(本法律案附則第6条第1項)。</p> <p>①ロ</p> <p>現行制度においては学資支給金の対象となる専修学校専門課程の範囲が政省令で限定されています(JASSO法施行令第1条第1項表備考五、JASSO省令第33条第2項)が、今回の制度改正にあたって、学資支給金についてこの限定を削除し、本法律案に基づく要件確認を受けた専修学校専門課程については全て対象とすることを予定しています。</p> <p>②</p> <p>収入金額及び資産基準額は、現在はJASSOの業務方法書で規定しています。</p> <p>学資支給金の受給要件のうち学生の経済状況に係る部分は現行から変更する予定です。</p> <p>③</p> <p>その方向で検討中です。</p>	財務省主税局税制第一課 通則法規第二係 角山 悠希 (代表) [REDACTED] (内線 [REDACTED]) (直通) [REDACTED]	

※ 1つの行には1つの質問のみ記入してください。

※ 質問は、原文を明記したうえで、御提出ください。